

教育委員会定例会日程

令和2年（2020年）1月28日

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 会議録署名委員の決定

4 議事

日程第1

議案第1号

令和2年度全国学力・学習状況調査の参加について（教育指導課）

日程第2

議案第2号

「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の策定について（教育指導課）

5 報告事項

（1）平成30年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
（資料1 教育指導課）

（2）市議会12月定例会の概要について（資料2 教育部・文化部）

6 議事

日程第3

議案第3号

市議会定例会提出議案（令和2年度予算案）に同意することについて【非公開】
（教育部・文化部・青少年課）

日程第4

議案第4号

市議会定例会提出議案（小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例）に同意することについて【非公開】（教育部・文化部）

日程第5

議案第5号

市議会定例会提出議案（令和2年3月補正予算案）に同意することについて
【非公開】（教育部・文化部）

日程第 6

議案第 6 号

損害賠償額決定に関する意見の申出について【非公開】

(教育総務課)

7 閉 会

議案第 1 号

令和 2 年度全国学力・学習状況調査の参加について

令和 2 年度全国学力・学習状況調査の参加について、議決を求める。

令和 2 年 1 月 28 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

令和2年度 全国学力・学習状況調査への参加等について

小田原市教育委員会

1 調査の概要について（文部科学省「令和2年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」より）

（1）調査目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

（2）調査対象

小学校第6学年、中学校第3学年の原則として全児童生徒
ただし、特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下に該当する場合は、調査の対象としないことを原則とする。

- ・ 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒
- ・ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

（3）調査事項

ア 児童生徒に対する調査（悉皆調査）

（ア） 教科に関する調査

- 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語及び数学とする。
- 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容はそれぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。
 - 身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
 - 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等
- 調査問題では、上記(a)と(b)を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

（イ） 質問紙調査

学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査を実施する。

イ 学校に対する質問紙調査（悉皆調査）

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査を実施する。

（4）調査実施日

- 児童生徒に対する調査 令和2年4月16日（木）
- 学校に対する質問紙調査 令和2年4月に実施する。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにすることなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

ア 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

- ・市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、公表することは可能であること。
- ・自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

イ 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、公表することは可能であること。

ウ 調査結果の公表に当たっては、以下により行うこと。

- ・単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。
- ・個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- ・児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ・学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(6) 留意事項

調査の目的に鑑み、各教育委員会、学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこと。

2 令和2年度全国学力・学習状況調査への参加について

- ・令和2年度の調査へ協力し参加する。

3 令和2年度全国学力・学習状況調査の結果の公表について

- ・調査結果については、平成31年度（2019年度）までと同様、市の結果について公表する。

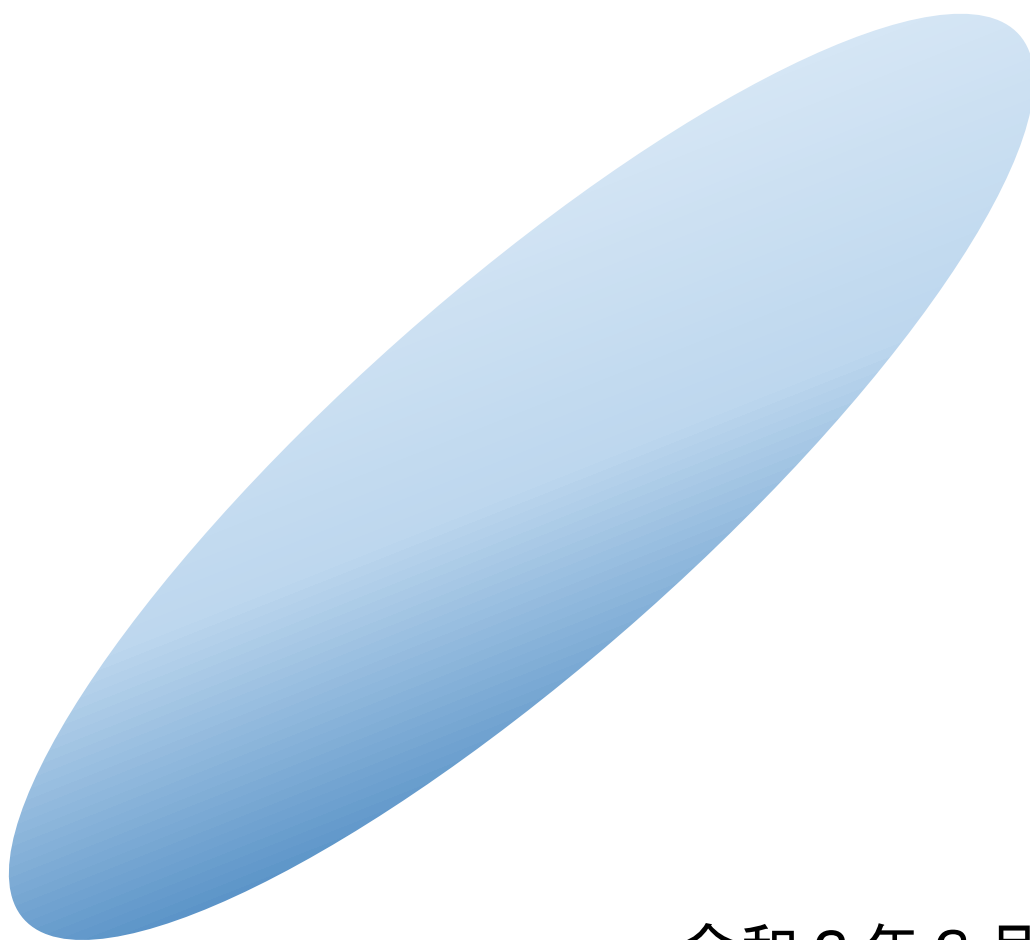
議案第2号

「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の策定について
「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の策定について、議決を求める。

令和2年1月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市の教職員の働き方改革に関する指針（案）



令和2年3月
小田原市教育委員会

目次

I	「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の目的	1
II	教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組	2
III	指針の性格	3
IV	小田原市の教職員の働き方改革の目標	3
V	各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組	4
1	個別業務の役割分担及び適正化について	4
2	勤務時間について	5
3	教職員の意識改革について	5
4	学校を支える人員体制について	5
5	定数改善について	7
6	労働安全衛生管理について	7
7	その他（施設・環境等）について	7
VI	指針の策定と取組の進捗管理について	8
VII	各校の取組	8



I 「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の目的

持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

社会環境の変化に伴い、学校を取り巻く環境は、いじめ、不登校や子供の貧困問題など複雑化、多様化しており、学校に求められる役割も拡大しています。また、グローバル教育などの新しい教育への対応なども求められています。

こうした中、国や神奈川県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査の結果、教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなりました。

教員が心身ともに充実して子供たちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の充実につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題です。

このため、小田原市教育委員会では、神奈川県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を受け、このたび「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針(以下、「指針」という。)」を策定しました。

この指針を基に、小田原市教育委員会では、学校に課されている負担を軽減し、働き方改革に向けた総合的な取組を実施していきます。

具体的には、業務の明確化・適正化により教職員の負担軽減を図ることを目的として、「チームとしての学校」の体制整備に向け、これまでも配置してきた個別支援員や部活動指導員等のスタッフを充実させるとともに、学習プリントの印刷等を教師に代わって行うスクール・サポート・スタッフの導入に向けた取組等を進めます。

また、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進める観点から、各小学校に設置している学校運営協議会を充実させるとともに、従前より設置している学校支援地域本部を活用し、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子供たちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していきます。

小田原市教育委員会は、この指針に基づき、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、小田原市の教育の質の一層の向上を図ります。

Ⅱ 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組

- 教員の働き方改革が大きな社会問題となっていることから、国では平成 28 年度に「教員勤務実態調査」を、県教育委員会では平成 29 年度に「勤務実態調査」を実施し、教員の勤務時間の実態把握を行いました。
- これらの調査の結果、いずれの校種においても、教員の長時間勤務の深刻な勤務実態が明らかとなりました。例えば、県の調査によると、1 週間当たりの勤務時間が 60 時間を超える長時間勤務の教諭・総括教諭は小学校 35.7%、中学校 72.7%、教頭は小学校 63.4%、中学校 70.0%など、かなりの割合に上ることがわかりました。
- このような状況を受け、国では平成 31 年 1 月 25 日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が文部科学省に提出され、同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、さらに、3 月には、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」が発出されました。
- 神奈川県では、神奈川県教育委員会が、平成 30 年 4 月に今後の教員の働き方改革に関する総合的な取組等について議論をするため、「神奈川の教員の働き方改革検討協議会」を設置し検討を進め、平成 31 年 3 月に「神奈川の教員の働き方改革に向けた意見(最終まとめ)」が取りまとめられました。さらに、令和元年 10 月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」が発出されました。これを受け、各市町村でも働き方改革の推進に向けた重要な方策が整理され、各教育委員会の実情に応じて順次適切に取組を進めることとしました。
- 一方、小田原市では、教職員の長時間勤務による健康への影響を未然に防止するため、毎月 80 時間以上の超過勤務者について調査しており、この調査から、例年一定数の教職員が月に 80 時間以上の超過勤務を行っているという実態が明らかになっていました。なお、本調査については、国の答申や通知を受けて、令和元年度から従来の調査方法を見直し、超過勤務の中に部活動も含めることとし、さらに、月 45 時間以上の超過勤務の状況についても調査することとしました。
- また、例年一定数の教職員が月に 80 時間以上の超過勤務を行っているという現状から、「小田原市立学校教職員衛生委員会」*では、平成 28 年度からテーマを「明るく風通しのよい職場をめざして」として、教職員の働き方

改革を中心に議論を重ねてきました。特に平成 30 年度からは、「学校のできる『働き方改革』への取組」を重点とし、「働き方改革の見える化」を推進しています。

※ 「小田原市立学校教職員衛生委員会」は、労働安全衛生法に基づき、小田原市の教職員の安全および健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるために設置されています。現在は 16 名の委員からなっています。

Ⅲ 指針の性格

- 本指針は、教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示したものです。
- 小田原市教育委員会は、本指針に基づき、市内小・中学校教職員における働き方改革を着実に推進します。
- 本指針の対象期間は、国の工程表を参考に概ね 3 年程度とします。
- 本指針は、国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うこととします。

Ⅳ 小田原市の教職員の働き方改革の目標

持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成 31 年 1 月 25 日 文部科学省）や「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」（令和元年 10 月 24 日 神奈川県教育委員会）を参考に、以下の 3 つの目標を掲げます。

しかしながら、本指針は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として策定されるものであり、この目標を遵守することのみを求めるものではありません。さらには、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に慎むこととします。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題点の見直しを行うことにあります。

1 時間外勤務[※]の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間（時間外勤務）」が、1 か月あたり 45 時間、1 年あたり 360 時間を超えないようにします（特別の場合を除く）。
- ※ 「時間外勤務」は、休憩時間を除いた校内に在校している在校時間に、職務として行う研修への参加や児童・生徒等の引率等の職務に従事している時間を加えた時間を「在校等時間」とし、その「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間 7 時間 45 分を減じた時間を表しています。文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の

上限に関するガイドライン（平成 31 年 1 月 25 日）」では、「勤務時間の上限の目安時間」と表記されていますが、本指針では、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に合わせ、「時間外勤務」としています。

2 年次休暇一人あたり年平均取得日数の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数 15 日以上を目標とします。

3 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」※の遵守

- 年間指導計画の作成と、平日授業日及び休業日それぞれ方針に定められた日数の休養日の取得を徹底します。

※「小田原市立中学校に係る部活動の方針」で定められた休養日の設定基準

- ・ 週当たり授業日 1 日以上、休業日 1 日以上の休養日を設ける。（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- ・ 休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定する。
- ・ 年間を 52 週と考え、1 年間に授業日及び休業日各 52 日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日に必ず休養日を設定するよう努める。

V 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組

小田原市教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。

なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取組について調整を図っていきます。

1 個別業務の役割分担及び適正化について

- 引き続き、各小・中学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行うとともに、国や県の調査に対しても負担軽減について働きかけます。
- 地域・保護者に向けた教職員の働き方改革に関する理解を促進するためのお知らせを作成します。
- 全小学校に導入した学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）について、保護者・地域等が連携・協働する仕組みを構築するための支援を行います。
- 小田原市が実施する行事等の精選を図ります。併せて、各小・中学校における行事等の精査を促進し、各小・中学校で実施した取組については共有し、各小・中学校における改善に生かします。
- 小田原市教育委員会が主催する研修会のうち、同じ目的の研修会を複数回開催する場合、全学年 1 クラス規模の学校は、いずれかの研修会へ参加すればよいこととしています。

- 事務職員の組織化による学校事務の機能強化を図るとともに、事務職員の担っている事務量等を勘案しつつ、事務職員の役割や教員の担う事務の在り方等について検討を進めていきます。
- 給食費の公会計化について、国から示された「学校給食費の会計業務に係るガイドライン」の内容を踏まえて、令和3年度からの導入を目指します。

2 勤務時間について

- 教職員の勤務時間について正確な把握を行います。
- 夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得促進を行います。
- 夏季休業期間中に、学校閉庁日を実施します（学校閉庁日の日数や冬季休業期間中の実施については、今後の検討課題とします）。また、学校閉庁日の実施に伴い、保護者や地域住民への理解を図るため、関係団体等に協力を要請します。なお、学校閉庁日は、年次休暇や夏季休暇、又は週休日等の振替の取得により実施します。
- 1年単位の変形労働時間制について、県教育委員会の検討や本市での業務縮減の進捗状況を踏まえながら、慎重かつ柔軟に対応します。
- 全小・中学校に自動音声応答機能付き電話機（システム電話）を設置し、夜間や週休日等の電話に対応しない環境を整備し、保護者等へも周知しています。

3 教職員の意識改革について

- 各小・中学校の重点目標や経営方針について、必要に応じて学校に指導・助言を行います。また、各学校の学校運営協議会において学校運営の基本方針を検討する際には、教職員の働き方改革の視点を盛り込むよう働きかけます。
- 研修会において、タイムマネジメントに係る内容や外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、教頭研修会では、働き方改革についての内容を適宜取り上げます。
- 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動において、年間指導計画を作成するとともに、授業日及び休業日それぞれ年間の休養日の取得を徹底し、計画的な活動を促進します。

4 学校を支える人員体制について

- 各小・中学校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな教育的ニーズのある児童・生徒に対して適切な指導を行うため、教員の補助者として、小・中学校に個別支援員を配置します。
- 医療的ケア及び生活上健康管理等の必要な児童・生徒が在籍する学校を

巡回し、医療的ケアを実施したり、環境調整及び生活上の助言を行ったりするために、個別支援員（看護師）を配置します。また、看護師を専門職として特別支援学級の宿泊学習に派遣し、医療的ケア等の充実を図るとともに、引率職員が児童・生徒の支援に集中できる環境を整えます。

- 教室に入ることができない児童・生徒のための校内支援体制の充実を図ります。
- 不登校児童・生徒を対象に、家庭と連携しながら、学校復帰を目的とした家庭訪問によって、本人や保護者への支援を行うために不登校生徒訪問相談員を派遣します。
- 児童・生徒の見取りや具体的な支援等を通し、「小田原市立の小・中学校の校内体制の支援」や、「さまざまな課題をもつ児童・生徒への教育的対応について、教職員に対する実践的な支援」を行うために、学校からの依頼により小田原市支援教育相談支援チームを派遣します（巡回相談の実施、個別指導員の配置、作業療法士及び理学療法士の派遣等）。
- 外国につながるのある児童・生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力しながら日本語指導を行い、適切な学校教育の機会の確保を図るために、日本語指導協力者を派遣します。
- 各小・中学校におけるインクルーシブ教育推進をサポートするために、インクルーシブ教育や特別支援教育に特化した教育相談員を配置します。
- 令和2年4月に開設される「(仮称) おだわら子ども若者教育支援センター」を中心に、教育と福祉が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することで、個に応じた支援環境のより一層の充実を図ります。
- 中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸問題を改善するために、生徒指導員を配置します。
- 中学校の部活動については、地域指導者の配置を充実させるとともに、部活動指導員の活用を図ります。
- 学習プリントの印刷等を行うスクール・サポート・スタッフの配置について、導入に向けた取組を進めます。
- 外部人材を有効に活用するため、「チームとしての学校」に向けた意識づくりを促進します。
- いじめなどの重要案件の法律相談について、顧問弁護士を活用し、学校からの相談に対応できるようにするとともに、スクールロイヤーの導入について検討していきます。
- 小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が外国語や外国の文化に慣れ親しむことを目的とし、中学校においては、実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的として、全小・中学校に外国語指導助手を配置し、活用することにより、それぞれの学年段階に応じた国際理解教育や外国語教育

の充実を図ります。

- 各小・中学校における教育活動を円滑に実施するため、これらの会計年度任用職員を引き続き配置し、充実を図ります。

5 定数改善について

- 教育の質の向上を目指すため、教職員定数の改善を引き続き国及び県に要望します。
- 定数規定外のティームティーチングや少人数指導、小学校専科指導に係る配置について、その活用方法が学校現場の視点から有効活用できるようなものであることを県に要望するとともに、さらなる増員を要求します。
- 学力向上支援事業として、中学校に配置する教科非常勤講師、小学校に配置する少人数指導スタッフの充実を図ります。また、小学校の英語の専科教員については、県の加配の他に、市としても配置します。

6 労働安全衛生管理について

- 各小・中学校の労働安全衛生管理体制の充実のために、小田原市立学校教職員衛生委員会を開催します。教職員の労働安全衛生環境について協議し、その結果を各小・中学校の各教職員に通知します。
- 産業医と提携し、全小・中学校および教職員の労働安全衛生管理を推進します。産業医は、小田原市立学校教職員衛生委員会の助言や超過勤務調査の該当者等への面接を行い、教職員の健康管理や職場環境の改善を図ります。校長会で産業医の活用方法を周知し、産業医と管理職の連携を推進します。
- 教職員対象のメンタルヘルスチェックについて充実を図ります。受検率の低い学校に対しては、管理職に受検促進を促し受検率の向上を図ります。ストレスチェックの結果及び分析は各校管理職に通知し、必要に応じて産業医面接等の受診を促します。
- 公立学校共済組合において実施している電話や Web による無料相談窓口等について、教職員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。

7 その他（施設・環境等）について

- 様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務にかかる教職員の負担を軽減するために一人1台のパソコンを配置しており、さらなる情報基盤の整備に努めます。
- 全校で導入している校務支援システムについて適宜見直しを行い、通知表（票）や保健帳簿等の作成などの効率化や情報の共有化を図ります。
- 全校のパソコン教室等のコンピュータを適切に管理し、定期的に更新を

行います。特に、タブレット端末の導入により、ICTの積極的な活用を推進します。

- 「カリキュラム・マネジメント」の推進の観点から教育課程の運用を見直すなど、効果的、効率的な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。

VI 指針の策定と取組の進捗管理について

- 教職員の働き方改革を進めるためには、小田原市教育委員会の考えだけではなく、現場の教職員の意見等を幅広く聞き入れる必要があります。そのため、本指針の策定に当たり、小田原市校長会の意見を聞くとともに、教育委員会と教職員の代表から構成される小田原市立学校教職員衛生委員会で協議を行いました。
- 各小・中学校の教職員の働き方改革を円滑に進めていくためには、本指針に記載されたすべての取組が着実に実施されることが重要です。小田原市教育委員会は、小田原市立学校教職員衛生委員会を活用して各小・中学校と連携するとともに、進捗状況を確認しながら一層の取組を促します。

VII 各校の取組

本指針の内容を踏まえ、各校においては「働き方改革の見える化」として、各校の実情に合わせた取組を考え、実施していきます。

小田原市立学校教職員衛生委員会では、平成30年度に「働き方改革の見える化」の手立てとして、各校でのポスターの作成を提案しました。令和元年度には全校で取組を行い、小田原市教育委員会への報告を行っています。参考として、次ページ以降にいくつかの例を提示します。

なお、これらの取組は、作成することが目的ではなく日々更新されており、各教職員が働き方改革について考えるための資料となるものです。

平成30年度の小田原市立学校教職員衛生委員会で「働き方改革の見える化」に向けて提案されたポスターの例

(案)

〇〇校の「働き方改革」
～見える化を通して～
〔平成30年度 小田原市立〇〇学校版〕

「働き方改革」を具体的に推進するために、次のことに取り組みます。

- 会議はどんな会議でも、定時開催・定時終了（最大1時間）をめざします。
- 校務支援システム（校内掲示板）を活用して、打合せの効率化をめざします。
- お互いに「そろそろ帰ろう！」の声をかけ合います。

⋮

• 〔学校独自の取組を考えましょう：【補足】参照〕

↓

超過勤務が月間80時間を超えないよう
年休の年間取得日数が昨年度より増えるよう
昨年度より多忙化が解消したと感じられるよう
な職場づくりを職員全員で心がけます。

取組 1 各校で作成されたポスター


小田原市立学校教職員衛生委員会で提案された(例)を参考に、「働き方改革」のポスターを作成した学校が多くありました。

資料 1


酒匂中学校の「働き方改革」
～見える化を通して～
〔令和元年度 小田原市立酒匂中学校版〕

「働き方改革」を具体的に推進するために、
次のことに取り組みます。

- 職員会議はペーパーレスで行い、定時開催・定時終了（最大1時間程度）をめざします。
- 校務支援システム(校内掲示板)を活用して、打合せの効率化をめざします。
- 安心して年休が取得できる職場をめざします。
- お互いに「そろそろ帰ろう！」の声をかけ合います。
- 部活動休養日の実施を徹底します。



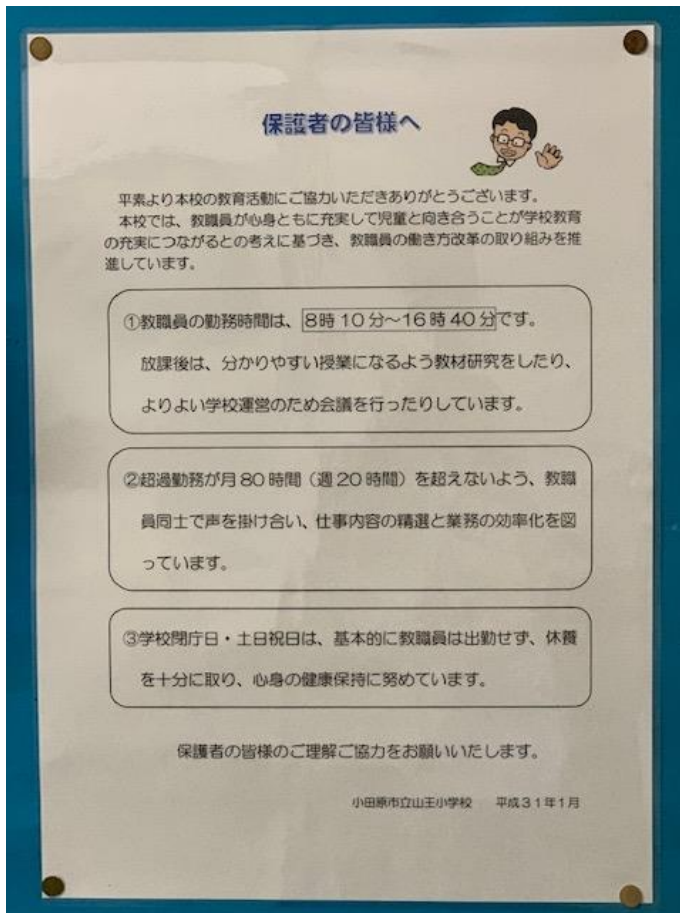
無制限無定量の勤務を是とせず、「教育のプロ組織」
として限られた時間の中で最大限の効果を上げら
れるよう努力し、ここで働きたいと感じられる「語
り愛・支え愛・笑い愛」のある職場をめざします。

囲みの中は各校が実情に応じて目標設定を考えています。また、資料1の学校のように、の下に各校が働き方改革によって目指す学校の姿を明示して、教職員の共通理解としています。

取組2 掲示物

ポスターの他にも、掲示物を利用して働き方改革の見える化を図っています。

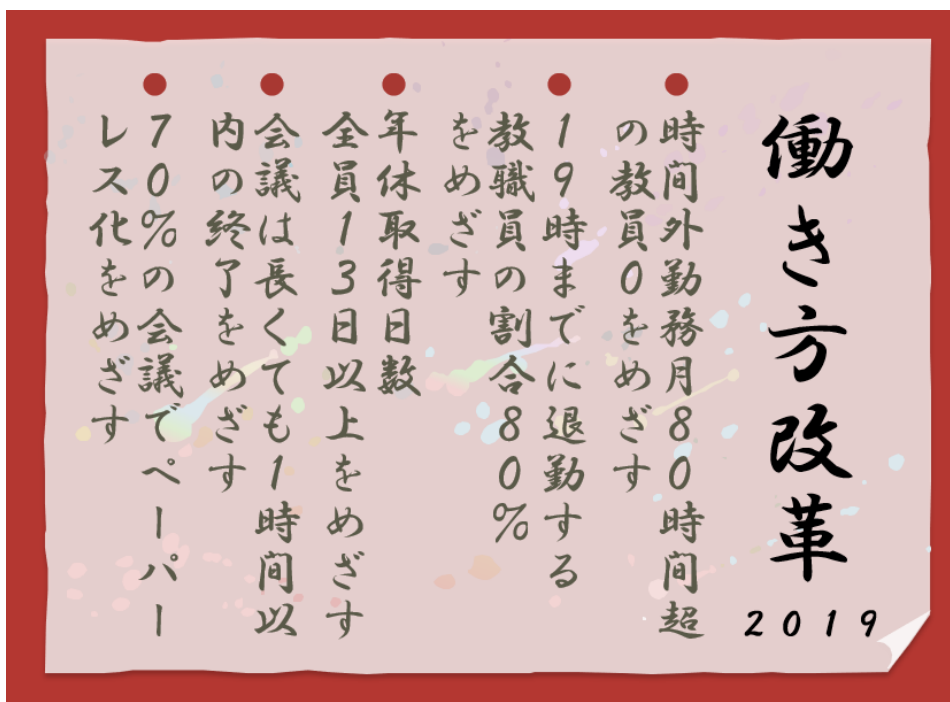
資料2



左の資料2は、保護者向けの掲示物です。教職員の勤務時間等を提示して、保護者の理解を求めています。

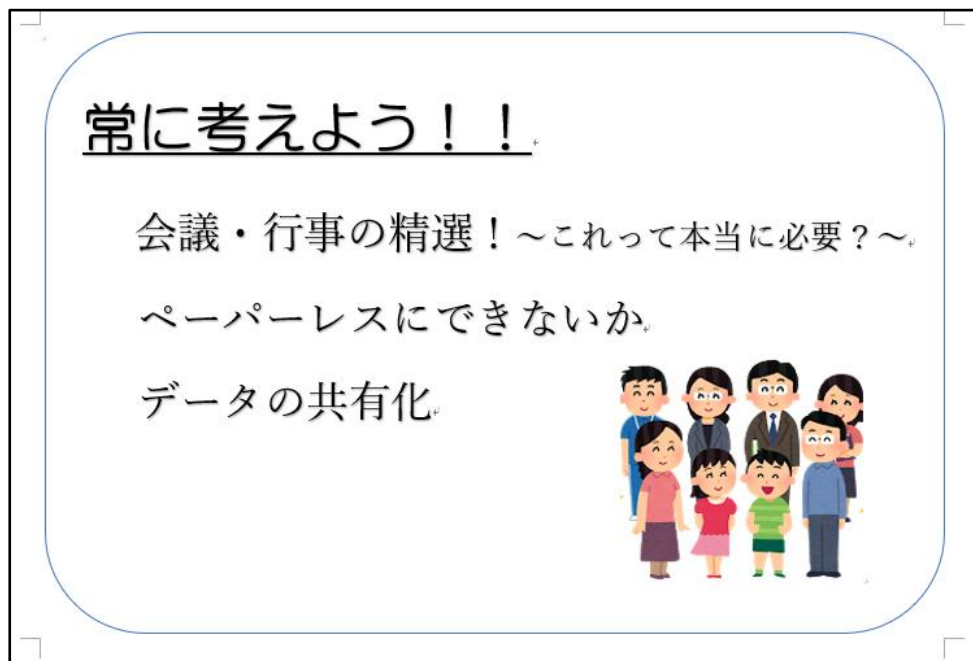
下の資料3は、職員に対する掲示物でもありますが、PTA会議室にも掲示することによって、職員だけでなく幅広い効果をねらっています。

資料3



職員向けの掲示物としては、仕事の精選や効率化を図る目的の他、意識改革を促す内容のものが作成されています。掲示物を作成しなくとも、職員室黒板にその日の状況に応じたメッセージを記すなど、意識改革の方法はさまざまです。

資料 4



資料 5



取組3 働き方改革推進のための話し合い

働き方改革を推進するためには、各自が「自分ごと」としてとらえることが必要です。なぜ、働き方改革が求めているのか、資料をもとに職場内で話し合いを実施し、そこから自校でできる内容を検討している学校も多くみられます。

資料6

学校における働き方改革の推進について

職場検討資料

令和元年8月23日
小田原市立報徳小学校

働き方改革の必要性

○看過できない教職員の業務実態
2018年度のOECD国際教員指導環境調査(TALIS)によれば、日本の小学校教員の1週間の仕事時間は54.4時間で、参加した48の国と地域の中で最長でした。これは、1日あたりの勤務時間を7時間45分とすると、1ヶ月あたり62.6時間の超過勤務となり、80時間の過労死ラインに近づいています。
<本校の月当たりの平均超勤状況> ()内は最高値
4月…32.8h(49) 5月…35.6h(56) 6月…34.6h(48) 7月…22.7h(40)

○メンタルヘルスの状況
平成29年度の調査では、精神疾患で休職した教員は全国で5077人でした。この数値は、ここ10年5000人前後で推移しており、一向に減少していません。

○教職員に求められる力はどんどん変わる
TALISにおける新学習指導要領で求められている「主体的、対話的で深い学び」の視点からの授業改善や探求的な学習に関わる指導、ICTの活用では、頻繁に行う教員の割合は増えているが依然として低い状況。また、職能開発時間は1週間あたり0.7時間で最長でした。

○全国的に育児や介護等を抱える教職員の数が増加

☆ 教職員の心身の健康確保の視点から
☆ 教職員が最も注力すべき業務の明確化と、業務のスクラップ(合理化)の視点から
☆ 生産性向上の視点から
☆ ワーク・ライフ・バランス(仕事の充実⇔生活の充実)の視点から

学校でできる働き方改革

学校の業務改革	
自分の改革	

※ 皆さんのアイデアをご記入の上、9/2のお帰りにまでにコピーを1部校長にご提出ください。

取組4 「学校だより」等の活用

学校だより等をとおして、保護者へ通知することも大切です。保護者に伝えることによって、教職員が働き方についての認識を再確認することもできます。

資料7

<学校だより> **2019年度<第1号>**

三の丸

2019年4月11日 **小田原市立三の丸小学校**

学校教育目標

心豊かに 自分らしく 生きる子どもの育成

～ ひびき合う 三の丸の子どもたち ～

授業内互からの問いかけ

「ありがとう」が言える
素直な心を持っていますか？

自分らしさを大切に
まっすぐ進んでいますか？

教職員一同、力を合わせ、子どもたちの教育にあたります

私たち三の丸小学校の教職員一同、力を合わせ、愛情を注ぎながら、子どもたちの教育にあたる所存です。なお、今年度もキーワードは、「感謝（ありがとう）」と「（自分）らしさ」です。子どもも大人も、右上の問いかけを意識し、機会あるごとに、自分自身に、目の前にいる子どもに、問いかけていきたいものです。さらに昨年度に引き続き、子どもも教職員もいっしょになって「ひびき合う 三の丸小学校」をつくっていきます。

教職員の働き方改革について、ご理解とご協力をお願いいたします。

産業別の「週60時間（与過労死ライン）以上働いている割合」は、次のようになっています。（小中学校以外は「労働力調査（2016年度）」、小中学校は「教員勤務実態調査（2016年度）」をもとに作成）

*建設業 13.1%	*製造業 8.3%	*情報通信業 10.2%
*飲食店 28.4%	*医療業 7.5%	*国家公務 8.7%
*小学校教諭 57.8%	*中学校教諭 74.1%	

他業界と比べても、学校の長時間過密労働は異常と言えます。そこで、子どもたちへの健全な教育活動を保証していくためにも、本校の教職員は、次のような意識を持って勤務しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

保護者や地域の皆様へ

平素より三の丸小学校の教育活動に対し、ご理解とご協力ありがとうございます。

- ◇ 心も体も健康な教職員で子どもに向き合えるように、教職員同士でよりよい温かい声をかけ合い、協力し合い、フォローし合える集団と環境を築いていきます。
- ◇ 教職員の勤務時間は、8時15分～16時45分です。子どもが帰った後は、授業の教材研究や子どものための会議の時間となっております。
- ◇ 超過勤務が月間45時間を超えないように、教職員同士で声をかけ合っています。
- ◇ 学校閉庁日・土日祝日は、しっかり休みを取るよう心がけています。

三の丸小学校 働き方改革委員会

平成 30 年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

1 調査期間 平成 30 年度（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）

2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）

3 調査結果

（全 国）文部科学省「平成 30 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より ※調査対象は国公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

（神奈川県）「平成 30 年度神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」

※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

（小田原市）教育指導課調べ ※調査対象は市立全小・中学校（小学校 25 校，中学校 11 校）

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と 1,000 人あたりの発生件数（過去 3 年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり
全 国	小学校	22,841	3.5	28,315	4.4	36,536	5.7
	中学校	30,148	8.8	28,702	8.5	29,320	8.9
神奈川県	小学校	4,459	11.8	5,673	13.6	6,170	14.5
	中学校	3,299		3,257		3,277	
小田原市	小学校	61	6.6	102	11.1	74	8.1
	中学校	70	14.4	70	15.0	85	19.0

② 暴力行為の形態

形態	小学校	中学校	(件)
対教師暴力	15	4	
生徒間暴力	48	74	
対人暴力	0	0	
器物損壊	11	7	
合計	74	85	

③ 学年別加害児童生徒数

学年	小学校	中学校	(人)
1 年生	8	40	
2 年生	17	34	
3 年生	12	14	
4 年生	6		
5 年生	6		
6 年生	17		
合計	66	88	

暴力行為は前年度と比較して、小学校では 28 件減少、中学校では 15 件増加しました。小学校は近年増加の傾向が見られましたが、平成 30 年度は暴力行為を繰り返す児童が減少しました。教職員が児童の特性を理解し、個に応じた指導や支援を行うように工夫しているためと思われます。中学校はここ数年 70 件から 80 件を前後していましたが、平成 30 年度は生徒間暴力が前年度より 17 件増加したことにより、発生件数全体が増加しました。

小・中学校とも生徒間暴力が最も多いのは、児童生徒全体に「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等のコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身につけていない傾向が強まっていることが一因として考えられます。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	237,256	36.5	317,121	49.1	425,844	66.0
	中学校	71,309	20.8	80,424	24.0	97,704	29.8
神奈川県	小学校	10,607	21.3	15,680	29.9	20,155	38.1
	中学校	3,455		3,906		4,659	
小田原市	小学校	45	4.9	115	12.5	479	52.7
	中学校	63	13.0	94	20.2	194	43.3

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	233	126
仲間はずれ、集団による無視をされる	52	22
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	102	11
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	13	1
金品をたかられる	2	2
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	36	21
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	29	9
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	8	18
その他	23	2

③ いじめの解消率

	小学校	中学校
平成31年3月31日現在の状況	72.0%	71.1%
令和元年7月19日現在の状況	97.1%	96.9%

いじめの認知件数は前年度と比較して、小学校では364件、中学校では100件増加しました。様々な取組により、教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、各学校がアンケート調査や個別面談、教職員による見守り等により、きめ細かい実態の把握に努め、積極的に認知をするようになったことにより、認知件数が増加したと考えられます。

いじめの態様別では、小学校、中学校ともに、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が一番高く、これは全国・県と同様の傾向です。小学校においては、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」の件数も多く、暴力行為と同様の要因が考えられます。

個々のいじめ事案については、年度を超えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果、ほとんどの事案が解消につながっています。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	30,172	0.5	34,732	0.5	44,471	0.7
	中学校	98,944	3.1	104,295	3.4	114,379	3.8
神奈川県	小学校	2,765	0.61	3,222	0.71	3,739	0.83
	中学校	7,652	3.68	8,488	4.14	8,855	4.40
小田原市	小学校	78	0.84	84	0.92	94	1.03
	中学校	160	3.29	153	3.29	224	5.00

② 不登校要因（分類は主たる要因）

分類	小学校	中学校	(人)
学校における人間関係に課題	12	51	
あそび・非行の傾向	1	7	
無気力の傾向	22	62	
不安の傾向	44	76	
その他	15	28	
合計	94	224	

③ 学年別不登校者数

(人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
0	6	5	5	6	7	7	10	12	15	12	9	42	52	18	34	43	48	43	38	104	120
6		10		13		17		27		21		94		52		91		81		224	
H29不登校者数		5		11		8		16		16				28		50		54			

不登校者数は、前年度と比較して、小学校では10人増加し、出現率は0.11ポイント増加しました。中学校においては、71人増加し、出現率は1.71ポイント増加しました。

不登校の主たる要因としては、小学校・中学校とも「不安の傾向」や「無気力の傾向」によるものが多く、小学校では全体の約7割、中学校では全体の6割を占めており、ここ数年同じ傾向が続いています。個々のケースを詳しく見ていくと、家庭に係る状況、学業に対する不安、人間関係、本人の特性に係る課題等、様々な要因が絡み合うことにより、不安や無気力傾向につながっているケースが多く見られます。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得ることという捉えから、休みがちな児童生徒に対しての早期対応や関係機関との連携支援がなされることにより、翌年度不登校の状態が改善している児童生徒がいる反面、それを上回る新規不登校者がいるため、全体の不登校者数が増加していると考えられます。

4 今後の主な取組

<暴力行為・いじめ>

- 各学校においては、一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権を持っていることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、人権教育の充実に努めます。
児童生徒の発達段階に応じたいじめの未然防止のための教育を行い、相手の受け止め方を考えて行動する必要があることを継続的に指導していきます。
「暴力行為は、いかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、問題を起こした児童生徒との対話を心がけ、毅然した指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、教職員の指導力の向上を図るため、児童生徒指導上の喫緊の課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施するとともに、校内研修会の充実に図るための情報を積極的に発信していきます。また、神奈川県弁護士会との連携により、いじめの未然に防止につながる「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめにより、重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察等と連携して取り組みます。また、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであることを関係機関・団体等が認識できるよう、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等の様々な機会を通じて共有していきます。

<長期欠席（不登校等）>

- 各学校においては、全職員共通理解のもと、児童生徒の「自己肯定感・有用感」を育み、誰もが和らぐ学校づくりにより、不登校の未然防止に努めます。
また、支援教育の理念のもと、児童生徒とのかかわりの中で感じた、「どうしてだろう」「困った」との気付きから、「何か困難な状況があるかもしれない」へと視点を転換し、早期発見や児童生徒の気持ちに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材を派遣します。また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施します。
その他、不登校または不登校傾向を示している児童生徒やその保護者に対する教育相談の実施、教育相談指導学級や令和2年4月に開所の（仮）おだわら子ども若者教育支援センター等学校以外の場での支援環境の充実、不登校生徒訪問相談員の配置等によって、深い児童生徒理解に基づいた日々のケアや保護者へのサポートを充実させます。
- 児童生徒や保護者を孤立させないために、学校のみならず、外部機関とも連携した「チーム支援による体制づくり」がスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる喫緊の課題についての協議を通して、関係機関とのよりよい連携づくりを進めていきます。

令和元年12月定例会日程

第 1 日目	11月29日	金	・補正予算並びにその他議案一括上程——提案説明
第 2 日目	11月30日	(土)	(休 会)
第 3 日目	12月 1日	(日)	(休 会)
第 4 日目	12月 2日	月	(休 会) (議案関連質疑通告 締切 正午) (一般質問通告 締切 午後3時)
第 5 日目	12月 3日	火	(休 会)
第 6 日目	12月 4日	水	・質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 7 日目	12月 5日	木	(休 会) 総務常任委員会
第 8 日目	12月 6日	金	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	12月 7日	(土)	(休 会)
第10日目	12月 8日	(日)	(休 会)
第11日目	12月 9日	月	(休 会) 建設経済常任委員会
第12日目	12月10日	火	(休 会)
第13日目	12月11日	水	(休 会)
第14日目	12月12日	木	(休 会) (委員長報告書検討日)
第15日目	12月13日	金	・各常任委員長審査結果報告・質疑・討論・採決 ・陳情等審査結果報告・質疑・討論・採決 ・一般質問
第16日目	12月14日	(土)	(休 会)
第17日目	12月15日	(日)	(休 会)
第18日目	12月16日	月	・一般質問
第19日目	12月17日	火	・一般質問
第20日目	12月18日	水	・一般質問
第21日目	12月19日	木	・一般質問

* 告示 11月22日(金)

厚生文教常任委員会（教育部・文化部）

令和元年 12 月 6 日実施

1 議題

（1）議案

- ・ 議案第103号 令和元年度小田原市一般会計補正予算（所管事項）
- ・ 議案第121号 指定管理者の指定について（小田原市立小田原駅東口図書館及びおだぴよ子育て支援センター）
- ・ 議案第122号 工事委託協定の締結について（小田原市立小田原駅東口図書館及び小田原駅東口子育て支援施設整備事業）

（2）陳情

- ・ 陳情第22号 国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- ・ 陳情第23号 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情
- ・ 陳情第27号 老朽化した学校と体育館の建て直しの検討を求める陳情書

2 所管事務調査

（1）報告事項

- ・ 不登校重大事態の調査結果について
- ・ 学校給食費の公会計化について

令和元年11月18日

陳情第22号

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

国に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

高校生の3割を超える生徒が私立高校に通い、幼児教育、大学教育においてはその8割を私学教育が担っており、私学は公教育の場として大きな役割を果たしています。しかし、その教育条件等の整備の多くは保護者の学納金負担に任されています。

2010年度実施、2014年度拡充の就学支援金制度と2014年度実施の「奨学のための給付金」により学費の公私間格差は一定程度是正されました。さらに国による私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助制度が新設されました。

しかし、私立高校の学費は就学支援金分を差し引いても全国平均で初年度納付金年額61万2千円、入学金を除いても44万8千円と高額な負担が残ります。また、各都道府県の授業料減免制度の差により居住する場所によって学費負担に大きな格差が出る「学費の自治体間格差」も存在しています。この格差を無くしていくには国の就学支援金制度の拡充が強く求められます。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これを前提に、いくつかの自治体で授業料減免制度を改善する動きがありました。しかし財源の格差により制度の変わらない自治体も多く残されています。「学費の自治体間格差」解消のため2020年の「私立高校の授業料無償化」を確実に実施する事が強く求められます。

また5年間の実証事業として開始された「私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援」は、2018年度から必要以上に個人情報を開いたすなど申請手続きが煩雑化され、申請数が減少したことにより、2019年度は予算が削減されるという、設立主旨に反する事態となっています。

1975年に私立学校振興助成法が制定された際に、国の補助率を速やかに2分の1とするように求める附帯決議がなされました。しかし現状は3分の1程度に留まっています。2013年には国はそれまで留保していた国際人権規約の無償化条項に対して留保撤回しました。諸外国に対して教育の無償化を宣言した形ですが、OECD諸国の教育への公的支出を比べてみても、日本は下位に低迷しています。未来を担う子どもたちのために教育予算を増額し、私学に通う生徒・保護者の学費負担が軽減されるよう、私立高校生への就学支援金を拡充させる議論が求められます。同時に、私学教育本来の良さを一層発揮させる教育条件の維持・向上をはかるために、私立高校生への就学支援金制度と私学への経常費助成補助の大幅拡充は当然の方向であり強く求められるところです。私立高校の本当の意味での無償化はまだ達成されておらず、これからの動きにかかっています。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

【陳情項目】

国（内閣総理大臣・財務大臣・文部科学大臣・総務大臣）に対し、地方自治法第99条に基づき「公私の学費格差をさらに改善し、すべての子どもたちに学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の増額を要望する」意見書を提出してください。

令和元年11月18日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

横浜市中区桜木町 3-9

神奈川私学助成をすすめる会

代表 長谷川 正利 ㊞

令和元年11月18日

陳情第23号

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

【陳情趣旨】

神奈川県の私学は、各校が建学の精神に基づき、豊かな教育を作り、神奈川の教育を支える担い手としての役割を果たし続けてきました。

2017年度、政府は私立高等学校の授業料無償化を盛り込んだ「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定しました。これに先行して、神奈川県では年収590万円未満世帯については国の就学支援金と神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金を合わせて、県内私立高等学校の平均授業料相当額まで補助され、授業料無償化が実現しました。しかし生活保護世帯でも年間約26万円の自己負担が必要です。就学支援金、神奈川県私立高等学校等生徒学費補助金があっても、私学を希望する生徒・保護者にとって重い学費負担があり、学費負担が可能な家庭でも、不測の事態が起こって家計が急変すれば、たちまち授業料の納入に支障をきたす状況です。

東京都では年収760万円未満の世帯まで授業料平均額が補助され、埼玉県では学費補助の対象に施設整備費を含め、年収500万円未満世帯では、授業料と施設費を合わせた学費に拡大されています。大阪府や京都府でも、同じように学費補助を拡充することで、私立高校へ入学する生徒が増えています。全国へ広がっている私立高校の無償化の流れに、神奈川県は遅れをとっています。また、私立小中学校に通う生徒に対する授業料補助が国によって新設されましたが、多くの私立小中学校の存在する神奈川県では、学費負担を軽減するためには県単独の上乗せも必要です。

さらに神奈川県の私立学校への生徒一人あたり経常費補助は、全国でも数少ない国基準（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）以下であり、私立高校では国基準336,311円に対して320,922円、中学校は同328,775円に対して232,915円、小学校は同327,241円に対して235,268円、幼稚園では同187,449円に対して172,397円と、すべての校種で、全国最下位水準の助成額です。このため神奈川県の私立高等学校の入学金を除く平均学費は、約70万円と関東で最も高く、全国的にも極めて高い学費のままです。私立高校の無償化はまだ達成されたとはいえず、これからの動きにかかっています。国が年収590万円未満世帯まで無償化を実施した際に浮いた予算で、私学助成を大きく拡充することが県民の強い願いです。

また、将来の大地震への対応が、私学各校にとって大きな課題であり、大きな財政負担となっています。しかし施設設備助成が神奈川県にはなく、すべて保護者の負担となっており、これも高学費の要因の一つとなっています。

神奈川県では私立高校の高学費が原因で私立高等学校を選択できず、公立中学校卒業生の全日制高校進学率は全国的に低い水準が続いています。私たちは教育の無償化をすすめることで、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障することが重要であると考えています。そして神奈川県においては、私学助成の抜本的な改善によって、私学経営の安定を図り、保護者の学費負担を軽減することが県政の急務と考えます。

私たちは、貴議会に対して、憲法、教育基本法、子どもの権利条約の理念にもとづいて、私学助成の一層の充実を図るよう、以下の項目について陳情いたします。

【陳情項目】

神奈川県知事に対し、地方自治法第99条に基づき「令和2年度予算において私学助成の拡充を求める」意見書を提出してください。

令和元年11月18日
小田原市議会議長
奥山 孝二郎 様

提出者
横浜市中区桜木町3-9
神奈川私学助成をすすめる会
代表 長谷川 正利 ㊞

令和元年11月20日

陳情第27号

老朽化した学校と体育館の建て直しの検討を求める陳情書

老朽化した学校と体育館の建て直しの検討を求める陳情書

【陳情趣旨】

先日、小田原市全域に避難勧告が出た際に、先に避難所にいる方から雨漏りがしていると連絡がありました。主に避難所となる学校や体育館が老朽化しています。

せっかく避難しても、小さな子供や妊婦に利用しにくいトイレ設備、冷暖房設備のない状態において滞在することは厳しく、子育て世代がそもそも避難することが難しいという意見をいただいております。

避難所となりえる老朽化した学校と体育館の早急な建て直しの検討をお願い申し上げます。

【陳情項目】

老朽化した学校と体育館の建て直しの促進

令和元年11月20日

小田原市議会議長

奥山 孝二郎 様

提出者

小田原市荻窪401-11

小田原通勤ネットワーク

代表 加茂 圭子 ㊞

質問順3 4番 小谷英次郎

- 7 学校教育の充実について
- (1) 英語教育について
- (2) ICT活用及びプログラミング教育について

質問順6 5番 荒井信一

- 1 本市の歴史的文化遺産について
- (1) 本市の文化財施設の保全状況について
- (2) 歴史的文化遺産の市民への活用について
- (3) 博物館基本構想について

質問順7 3番 清水隆男

- 2 教育環境の充実について
- (1) 不登校傾向のある児童・生徒への支援について

質問順13 16番 楊 隆子

- 3 いじめ防止対策について
- (1) 本市の現状について
- (2) 対応と対策について
- 4 小田原市公立幼稚園・保育所の今後の在り方について
- (1) 本市の就学前教育・保育の現状と課題について
- (2) 本市が目指す就学前教育・保育について
- (3) 本市の公立幼稚園・保育所が果たす役割について

質問順16 8番 池田彩乃

- 2 自殺対策について
- (2) 10代の自殺対策状況について

質問順17 12番 安野裕子

- 1 災害から市民を守る施策について
- (3) 防災拠点としての学校教育施設の整備、修繕等について

質問順18 26番 杉山三郎

- 3 (1) 平成30年度小田原市小中学校普通教室等空調設備設置工事は市の発注基準によると、Bランク事業者単独で受注できるのは1億5千万円までとされており、Bランク事業者同士のJVでは6億円まで認められている。この度の事業は19億円である。小田原市入札参加条件等審査委員会が認めた理由について何うとともに、なぜ、市は認めたのかを問う。

質問順19 23番 横田英司

- 3 教員の長時間労働と変形労働時間制について
- (1) 教員の長時間労働の実態について
 - (2) 長時間労働の解消について

質問順20 25番 岩田泰明

- 2 支所・連絡所・窓口コーナー、生涯学習センター分館、図書館分館の廃止見直しについて
- (4) 旧町村地域の社会教育の振興と生涯学習センター分館、図書館分館の再設置について

*一般質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
小谷 英次郎	学校教育の充実について	教育長	小学校高学年での外国語の教科化に向け、現状と今後の対応を伺う。	次年度から小学校高学年で教科化される外国語科では、聞く、読む、話す、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質能力の育成をねらいとしている。授業では、担任が児童の興味関心を生かすことや互いに信頼し合える集団づくりが大切であることから、指導主事による校内研修会等を通して、外国語教育への理解と実践力の向上を図っている。また、教員の負担軽減を図るために、平成30年度から、単独での授業が可能な小学校英語専科非常勤講師を配置するほか、担任と共に授業をおこなう外国語指導助手(A L T)の配置日数を増やしており、次年度はそれぞれの配置日数の増加を予定している。
		教育長	I C Tを活かしたプログラミング教育について、本市ではどのように環境を整え、対応していくのか伺う。	プログラミング教育は、日々の学習の中で、論理的な思考力の育成のほか、コンピューター等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度の育成等をねらいとしている。次年度は、教職員の資質の向上を図るため、I C Tの活用を含めた体験的なプログラミング学習の研修会の開催を予定している。また、新学習指導要領に例示されている教科や場面では、インターネット上で利用できるソフトウェアの活用を図っていく。さらに、プログラミング学習を含めた協働的な学習や個別の学習等に取り組めるようにするための方法の一つとして、タブレット端末の導入を検討しているところである。
清水 隆男	不登校傾向のある児童・生徒への支援について	教育長	本市の過去5年間の不登校児童生徒の推移について伺う。	小学校については、平成30年度の不登校児童数は94名、出現率は1.03%となっており、5年間で38名増加し、出現率も、0.45ポイント増加している。中学校においては、平成30年度の不登校生徒数は224名、出現率は5%となっており、5年間で60名増加し、出現率も1.64ポイント増加している。
		教育長	不登校傾向にある児童生徒の人数や現状をどのように把握しているのか伺う。	学校は、欠席の理由にかかわらず、4月からの欠席日数が15日以上の子童生徒についての状況を教育委員会に毎月報告することになっている。これにより、不登校傾向の子童生徒の人数、不登校の要因や不登校の状態が継続している理由を把握している。また、年3回、教育相談員と指導主事が学校を訪問し、欠席日数が15日に満たなくても不登校の心配がある子童生徒についても詳しい状況を把握している。さらに、教育相談の中でも関係機関と情報共有しながら、不登校傾向の子童生徒の状況把握に努めている。
		教育長	不登校傾向にある子童生徒が、学級に入れない場合、学校の中でどのような環境でどのように過ごしているのか現状を伺う。	中学校では、校内支援室を中心に、図書室や空き教室などで、校内支援室担当の個別支援員や教員が指導・支援にあたっている。小学校では、校内支援室が設置されていないため、保健室や図書室、校長室や空き教室などで、養護教諭や教育相談コーディネーター、管理職などが指導・支援にあたっている。中学校、小学校とも、本人と相談しながら、安心して過ごすことができる場所で取り組みやすい学習や活動を行っている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
楊 隆子	いじめ防止対策について	教育長	過去2年間のいじめの認知件数と不登校児童生徒数について伺う。	本市のいじめの認知件数は、平成29年度は小学校115件、中学校94件、計209件 平成30年度は小学校479件、中学校194件、計673件 となっている。 認知件数の増加は、国・県と同様の傾向であり、市内の小・中学校においても、いじめを初期段階のものから積極的に認知し、その解消に向けて取り組むことが重要であるとの理解が進んできたためととらえている。 不登校児童生徒数は、平成29年度は小学校84人、中学校153人、計237人 平成30年度は小学校94人、中学校224人、計318人 となっている。
		教育長	いじめ防止対策として、学校における対応と対策について伺う。	各校では、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、人権を尊重し、一人一人を大切に教育を推進するなどの未然防止に取り組むとともに、日常生活の様子に目を配り、アンケート調査や個人面談を行うことにより児童生徒の状況を把握するなど早期発見に努めている。 また、「いじめ防止等のための組織」を常設しており、いじめを認知した場合は、早期対応と解消に向けて、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応している。
	小田原市公立幼稚園・保育所の今後の在り方について	市長	本市の就学前教育・保育の現状と課題について、どのように考えているのか。	少子化の進展や女性の就業率の上昇など、乳幼児を取り巻く環境が大きく変化する中、公立保育所においては、保育ニーズの増加への対応が求められており、一方、公立幼稚園では、園児数の減少に対し、適正な集団規模を確保する必要がある。 また、いずれの施設も老朽化が深刻な問題となっており、環境の改善が課題となっている。 さらに、新しい「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」に沿った教育・保育の質の確保や、特別な支援を必要とする子どもが増加していること、小学校との切れ目のない接続がより一層求められていることなど、様々な課題への対応が求められている。
	市長	本市における就学前教育・保育の目指す姿について伺う。	平成31年3月に策定した「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」においては、就学前教育・保育は、保育者の援助や関わりにより、安心して過ごすことができる環境のもと、子ども一人一人の主体性が尊重され、遊びや生活を通して、学ぶ力や生きる力の基礎が育まれることが大切であるとしている。 その上で、就学前から小学校・中学校に至るまで、一貫した考え方を共有し、本市の目指す子ども像である「未来を創るたくましい子ども」に向けて、子どもの発達段階に応じた適切な教育・保育を行うことを目指していきたいと考えている。	

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
楊 隆子	小田原市公立幼稚園・保育所の今後の在り方について	市長	本市が目指す就学前教育・保育の実現に向けた取組について伺う。	子ども自身が主体性を発揮しながら成長していくためには、子どもの興味・関心を捉えた保育者による適切な関わりと環境づくりが不可欠であり、本市の公立保育所や幼稚園では、子どもが自ら遊びに向かうような遊びの場づくりや、保育者が子どもに声を掛けるタイミングなどを意識し、日常的に取組を行っている。 さらに今年度は、玉川大学の大豆生田(おおまめうだ)啓(ひろ)友(とも)教授をコーディネーターに迎え、公立・民間の保育所や幼稚園の枠組みを越えた意見交換会を開催し、現場での実践事例を学びながら、日ごろの取組に対する振り返りを行ったところ、幼児教育の質を改めて考え直す良い機会として参加者からも好評であった。
		市長	本市の公立幼稚園・保育所が果たす役割とそれを踏まえた認定こども園整備について、どのように具体化していくのか伺う。	本市の就学前教育・保育は、従前から民間施設が中心となっており、公立施設は、量的・区域的な不足を補う役割を担ってきた。 今後は、将来の児童人口の減少を見据えた施設機能の見直しに加え、就学前教育・保育の重要性の観点から、市全体の質の向上を支えるための役割が大変重要になると考えている。 こうした役割の実践拠点として、幼稚園・保育所の機能を併せ持つ認定こども園は最適な施設であると考えており、公立施設の統廃合を踏まえながら、認定こども園の整備を進めてまいりたい。
池田 彩乃	自殺対策について	市長	子ども・若者に対する自殺対策における取組内容について伺う。	子ども・若者への対策としては、小田原市自殺対策計画に基づき、相談事業や居場所づくりを実施するとともに、子どもの頃から「生きる力」や「自己肯定感」を育み、SOSを出せる勇気や生きづらさを克服できる力を身に付けるための取組を実施している。 具体的には、小学校5年生を対象に、弁護士が出向き、実際に起きた事案を通して、いじめについて考えてもらう「いじめ予防教室」を、小学校6年生を対象に、保健師や消防士によるSOSの出し方に関する教室を今年度から実施している。
安野 裕子	災害から市民を守る施策について	教育長	多数の避難者が来る場合や避難所生活が数日に渡ることも考え、特別教室への空調設備の設置を早急に進めるべきであると思うが、その見解を伺う。	今年の6月末には、全ての市立小中学校の普通教室等に空調設備を設置し稼働したところであるが、子供たちの学習環境向上のためには、特別教室にも早急な整備が必要だと認識している。 特別教室にも空調設備が整備されれば、避難者の受入場所が充実し、避難所生活が数日に渡る場合にも特別教室を活用することで、早期に学校再開ができるなどのメリットがある。 こうしたことも含め、特別教室への早急な整備が必要であると考えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
杉山 三郎	平成30年度工事小田原市小中学校普通教室等	市長	小田原市特定建設工事共同企業体取扱運用基準では、Bランク同士の事業者で構成された共同企業体には、設計金額が6億円未満の事業しか発注できないはずであるが、予算規模が約19億円である本事業への参加を、小田原市入札参加条件等審査委員会が認めた理由を伺う。	本事業は、予算や対象施設の規模は大きいものの、工事自体は難易度の高いものではないことから、市内事業者で施工可能であると判断されたため、全国的に同種の工事が集中することが見込まれる当時の状況下においては、事業者参入の間口を広げることが有利であると考えたものである。そのため、小田原市入札参加条件等審査委員会の審議を経て、取扱い運用基準の例外規定を適用し、市内Bランク事業者のみで構成される共同企業体の参加を認めることとしたものである。
横田 英司	教員の長時間労働と変形労働時間制について	教育長	本市での、教員の長時間労働の実態と見解を伺う。	教育委員会では、1ヶ月間の超過勤務の合計が80時間を超えた教職員について、毎月調査している。平成30年度は、小学校580人中 延べ205人、月平均18.6人、中学校320人中 延べ109人、月平均9.9人の超過勤務の報告があり、ここ数年、増加傾向にある。教育委員会としては、現状の超過勤務時間数を減らすための様々な取組を今後も引き続き行っていく必要があると認識している。
		教育長	長時間労働の解消について	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が、今月4日の参議院本会議で可決され、令和3年4月から教育職員について変形労働時間制を条例により実施できるようになったことは認識している。また、この法改正を受け、県教育委員会では、その導入についてこれから検討していくと聞いている。市教育委員会では、まずは、現在策定中の「小田原市の教員の働き方改革に関する指針」を着実に推進し、働き方改革に対する教員の意識改革を進めることが先決であると考えており、現時点では変形労働時間制の導入については考えていない。

*一般質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
荒井 信一	本市の歴史的な文化遺産について	市長	文化財を展示公開している施設において、消防設備や電気系統の点検を実施しているか。	各施設では、消防法に基づく消防用設備を備え、消火設備、警報設備や避難設備に対し、年2回の法定点検を実施している。 電気設備は、施設の規模などによるが、電気事業法に基づく自家用電気工作物については、運転時の月次点検や停電時の年次点検を実施し、漏電がないか確認するなど、安全確保に努めている。 また、毎年1月26日の全国一斉「文化財防火デー」に合わせ、消防車による放水訓練や、各施設にて防火指導および点検を行うほか、首里城の火災に伴い、11月に消防と文化財課とで展示施設等の査察を実施し、異常のない旨確認したところである。
		市長	郷土文化館では、歴史的な文化遺産である文化財などの資料を、どのように活用しているのか。	郷土文化館では、原始・古代から現代にいたる本市の歴史を概観できるよう、通常の展示に加え、特別展を開催し、そのなかで実物を展示公開している。 また、市民や子どもたちを対象とした土器製作や自然観察などの体験学習会、さらには出前講座等において教材として活用しているほか、郷土文化館が刊行する研究報告や展覧会図録、ホームページ等による情報公開など、多くの人が様々な方法で本市の歴史・文化を知っていただけるよう、教育普及事業に幅広く活用している。
		市長	博物館基本構想に示された施設の整備等について、第4次実施計画では、どのような年次計画で進めようと考えているのか。	令和2年度から令和4年度を計画期間とする総合計画第4次実施計画の中では、博物館基本構想に示された“基本的な考え方と目指す姿”に基づく具体的な施設の立地や規模などの前提条件の整理を進め、それらを具現化するための基本計画の策定に着手していきたいと考えている。
岩田 泰明	支所・連絡所・窓口コーナー、図書館分館の廃止見直しについて	市長	生涯学習センター分館の廃止により、旧町村地域の社会教育に負の影響が生じたと考えるが、見解を伺う。	本市は、平成23年4月より「キャンパスおだわら」を開設し、生涯学習センター本館（けやき）を核に、尊徳記念館などの社会教育施設や他の公共施設を活用し、総合的な学習を推進している。 あわせて、キャンパス講師などを地域に派遣し、地区公民館を活用した講座の開設にも積極的に支援していくことで、全市的な社会教育の振興に努めているところである。 生涯学習センター分館が廃止になった地域でも、他の地域と同様に、既存の公共施設や地区公民館等を活用することにより、分館廃止の影響は抑えることができるものと考えている。
		市長	旧町村地域の社会教育の振興のためには、生涯学習センター分館と図書館分館は再配置すべきと考えるが、見解を伺う。	本市の社会教育は、公共施設や地区公民館を活用することによって、振興を図ってまいりたい。 図書サービスについては、地域センター等にある図書室との連携や自動車文庫による配本などにより、既に充実が図られている。 いずれにしても、生涯学習センター及び図書館分館については、施設の老朽化や利用状況等を総合的に勘案するとともに、社会情勢の変化に合わせた行政サービスのあり方を見直す中で廃止を判断したものであり、再配置については考えていない。

議案第 3 号

市議会定例会提出議案（令和 2 年度予算案）に同意することについて
令和 2 年度予算案について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 2 年 1 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

令和 2 年度
予算要求概要
(教育費)

予算の規模

	令和2年度（千円）	対前年度比（千円）	対前年度伸率（%）
一般会計	67,900,000	600,000	0.89
特別会計（10 会計）	58,976,772	1,413,998	2.46
企業会計（3 会計）	32,929,908	527,630	1.63
全 会 計（14 会計）	159,806,680	2,541,628	1.62

令和2年度 教育費予算総括表

(単位:千円)

	費目	当初予算額		増減		2年度予算額(課別・事業費)					
		2年度(案) (千円)	元年度 (千円)	額 (千円)	対前年度比 (%)	教育部	生涯学習	青少年	文化財	スポーツ	図書館
教育部	教育総務費	925,944	924,880	1,064	0.1%	925,944					
	教育委員会費	6,942	6,938	4	0.1%	6,942					
	事務局費	683,989	701,802	△ 17,813	△ 2.5%	683,989					
	学校給食共同調理場費	235,013	216,140	18,873	8.7%	235,013					
	小学校費	1,862,262	1,670,472	191,790	11.5%	1,862,262					
	学校管理費	1,342,031	1,249,704	92,327	7.4%	1,342,031					
	教育振興費	520,231	420,768	99,463	23.6%	520,231					
	中学校費	386,904	538,729	△ 151,825	△ 28.2%	386,904					
	学校管理費	295,217	449,832	△ 154,615	△ 34.4%	295,217					
	教育振興費	91,687	88,897	2,790	3.1%	91,687					
	幼稚園費	76,427	60,080	16,347	27.2%	76,427					
	事業費計A	3,251,537	3,194,161	57,376	1.8%	3,251,537	0	0	0	0	0
	人件費B	894,781	918,321	△ 23,540	△ 2.6%	(職員課予算)					
	小計C(A+B)	4,146,318	4,112,482	33,836	0.8%						

文化部・子ども青少年部	社会教育費	1,103,486	913,370	190,116	20.8%	0	240,970	31,490	332,220	0	498,806
	社会教育総務費	8,604	7,237	1,367	18.9%		8,604				
	青少年対策費	31,490	32,401	△ 911	△ 2.8%			31,490			
	文化財保護費	332,220	324,972	7,248	2.2%				332,220		
	生涯学習センター費	100,807	148,864	△ 48,057	△ 32.3%		100,807				
	図書館費	498,806	275,611	223,195	81.0%						498,806
	郷土文化館費	27,558	62,569	△ 35,011	△ 56.0%		27,558				
	尊徳記念館費	104,001	61,716	42,285	68.5%		104,001				
	保健体育費	307,010	439,426	△ 132,416	△ 30.1%	0	0	0	0	307,010	0
	保健体育総務費	79,287	77,867	1,420	1.8%					79,287	
	体育施設費	227,723	361,559	△ 133,836	△ 37.0%					227,723	
	事業費計D	1,410,496	1,352,796	57,700	4.3%	0	240,970	31,490	332,220	307,010	498,806
	人件費E	558,750	557,845	905	0.2%	(職員課予算)					
	小計F(D+E)	1,969,246	1,910,641	58,605	3.1%						

事業費計 G (A+D)	4,662,033	4,546,957	115,076	2.5%	3,251,537	240,970	31,490	332,220	307,010	498,806
人件費 H (B+E)	1,453,531	1,476,166	△ 22,635	△ 1.5%	(職員課予算)					
総計 I (G+H)	6,115,564	6,023,123	92,441	1.5%						

(一般会計構成比 9.01% 8.95%)

令和2年度予算(教育費)の概要

教育総務費

(単位:千円)

主な事業		概要	令和2年度 当初予算額 (案)	令和元年度 当初予算額	備考
1	特色ある学校づくり推進事業	小田原の子供たちの豊かな心の育ちを願い、学校長の裁量のもと、学校、保護者、地域が一体となって各学校の特性にあった事業を展開し、未来へつながる学校づくりを推進する。	8,700	8,700	
2	学校支援地域本部事業	中学校区を単位として、学校の教育活動を支援するボランティアの活動を充実し、地域ぐるみで子供の学びと育ちを支える体制をつくり、地域一体教育や幼保・小・中一体教育を推進する。	4,638	4,634	
3	学校運営協議会推進事業	小学校25校において学校運営協議会を設置する。 早川小学校に配置していた地域コーディネーターは、令和元年度をもって廃止とする。	2,780	4,111	地域コーディネーターの廃止
4	支援教育事業	学習障がいや集団への不応答など、様々な課題をもっている子供たちに対応するため、学校に個別支援員及び看護師を配置するほか専門支援チームを派遣する。 小学校において、学級担任の補助をし、子供の学習面や生活面をサポートするスタッフを配置する。	181,787	135,387	
5	特別支援相談・通級指導教室充実事業	幼稚園や保育所、小中学校の様々な課題のある児童生徒に対して、教育的ニーズに応じた適切な支援を行うための相談や支援体制を整備する。	22,676	9,949	特別支援教育相談員(1名)、心理相談員(1名)の増
6	教育相談事業	様々な問題を抱える子供や保護者を対象とした相談を受ける教育相談員やインクルーシブ教育の推進を専任で担当する教育相談員を配置する。	15,134	11,015	
7	生徒指導員派遣事業	中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸課題を改善するために、特に必要とする中学校へ生徒指導員を配置する。	17,875	12,792	
8	高等学校等奨学金事業	経済的理由により就学が困難な者に対し、就学を奨励するため、奨学金を支給する。	3,000	3,000	
9	スクール・サポート・スタッフ配置事業	教職員の負担軽減を図るため、教職員が行う事務作業や授業準備の補助等を担うスクール・サポート・スタッフを配置する。	5,787	0	新規
10	登校支援事業	学校に籍を置いたまま通級する教育相談指導学級の職員配置のほか、「学校へ登校はできるが、自分の教室に行くことができない」生徒に対して、教室へ復帰するためのステップの場として中学校に設置している校内支援室に指導員を配置する。	37,748	27,751	
11	読書活動推進事業	小・中学生の読書活動を推進するため、学校図書館の業務を専任する学校司書を配置し、学校図書館の効果的な運営を図る。	21,163	18,237	
12	学力向上支援事業	小学校1～6年生について、少人数指導やチームティーチング指導をする際に必要なスタッフを配置するほか、国の定める教職員定数では対応が困難な教科の専門性を保つために中学校での専門的な教科指導ができる教科非常勤講師を配置する。	21,767	19,105	
13	外国語教育推進事業	外国語指導助手(ALT)を配置することにより子供の外国語に対する興味・関心を高め、コミュニケーション能力の育成を図るほか、専科職員を小学校に引き続き配置するとともに、R2年度より外国語教育アドバイザーを派遣し、外国語教育の充実を図る。	45,132	30,213	一部新規
14	いじめ防止対策推進事業	小田原市のいじめ防止基本方針をもとに、「小田原市いじめ問題対策連絡会」及び「小田原市いじめ防止対策調査会」や講演会の実施を通じ、いじめ防止対策の推進を図る。また、小・中学校において「いじめ予防教室」を開催する。	2,547	1,098	
15	体力・運動能力向上事業	小学校の新体力テスト測定に向けて体力・運動能力向上指導員を派遣し、児童の運動能力を最大限発揮できるよう助言するほか、体育系大学と連携し、モデル校と共同で研究に取り組む。著名なアスリートを小中学校に派遣し、講話や実技指導を行う。また、中学校を対象にオリンピック・パラリンピック学校連携観戦チケットを配布し、運動・スポーツへの興味・関心の向上を図る。	4,499	1,157	一部新規 武道非常勤講師の廃止

小学校費・中学校費・幼稚園費

(単位:千円)

主な事業		概要	令和2年度 当初予算額 (案)	令和元年度 当初予算額	備考
1	小学校維持管理工事	屋上防水改修工事ほか	248,604	243,496	
2	小学校外壁打診調査委託	劣化による剥落の危険のある、モルタル塗りの外壁について、打診を行うとともに剥離部分や爆裂箇所を叩き落とし、安全を確保するもの。	98,910	0	
3	樹木剪定等委託(小学校分)	学校敷地内にある樹木のうち、近隣等へ迷惑をかけている、又は、状態が悪化し対処が必要となった樹木について伐採・剪定する。	7,422	6,222	
4	学校施設修繕ボランティア活動関係費(小学校分)	学校施設の軽微な修繕について、地域団体より自主的な修繕の申し出があった際に、必要な資材を支給する。	1,000	500	
5	教科書指導書整備事業(小学校分)	小学校の教科書改定に伴い、教職員用の教科書及び指導書を配布する。	50,732	219	
6	放課後子ども教室推進事業	放課後の安全・安心な子供たちの居場所づくりのため、教員経験のあるスタッフによる学習支援、地域連携による体験活動等を実施する。 小学校25校で実施する。	33,623	39,869	
7	情操教育事業	質の高い芸術文化作品に触れることで、子供たちに豊かな感性を育むことを目的として「おだわらっ子ドリームシアター」を開催する。令和元年度をもって小学校音楽会を廃止とする。	1,292	2,231	小学校音楽会の廃止
8	樹木剪定等委託(中学校分)	学校敷地内にある樹木のうち、近隣等へ迷惑をかけている、又は、状態が悪化し対処が必要となった樹木について伐採・剪定する。	5,294	4,494	
9	学校施設修繕ボランティア活動関係費(中学校分)	学校施設の軽微な修繕について、地域団体より自主的な修繕の申し出があった際に、必要な資材を支給する。	500	500	
10	部活動活性化事業	部活動地域指導協力者に加え、新たに引率のできる部活動指導員を学校に配置し、部活動指導体制の充実を推進し教員の支援を行う。 また、関東・全国大会出場者の経済的負担の軽減を図る。	5,110	4,434	部活動指導員(1名)の増
11	幼稚園教育推進経費	クラス担任の補助や介助を必要とする園児を支援する臨時教諭を配置する。 また、公立幼稚園・保育所の職員による相互研修に対してアドバイザーを派遣し、職員間の相互理解の深化や幼保共通カリキュラムづくりなどの認定こども園化に向けた取組を推進する。	37,377	33,802	一部新規

【参考】補助執行

(単位:千円)

主な事業		概要	令和2年度 当初予算額 (案)	令和元年度 当初予算額	備考
12	放課後児童健全育成事業	保護者等の就労等により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象に、片浦小を除く24小学校で放課後児童クラブを運営する。 なお、指導員を安定的に確保するため、令和2年10月から運営業務を委託化する。	293,259	232,927	

債務負担行為

(単位:千円)

事業		概要	期間	限度額		
				教育総務費		
1	給食費管理システム借上料	令和3年度からの学校給食費公会計化に伴い、給食費の収納管理・滞納整理業務を適正かつ効率的に実施するため、パッケージソフトを導入する。	令和2年度 (予算計上額)	0		
			令和3年度	6,983		
			令和4年度	6,983		
			令和5年度	6,983		
			令和6年度	6,983		
			令和7年度	6,983		
2	(仮称)おだわら子ども若者教育支援センター用教育ネットワークシステム賃貸借料	令和2年度開設予定の(仮称)おだわら子ども若者教育支援センターで校務支援用端末が使用できる環境を整備する。	令和2年度 (予算計上額)	1,341		
			令和3年度	1,341		
			令和4年度	1,341		
			令和5年度	782		
3	学校給食センター整備手法検討業務委託料	学校給食センターの整備について、整備基本構想に基づく基本計画の作成等のほか、民間資金を活用した整備手法や運営ノウハウ等を調査し、整備手法の検討を行う。	令和元年度 (予算計上額)	0		
			令和2年度	16,000		
事業		概要	期間	限度額		
				小学校費	中学校費	幼稚園費
4	ガス警報器借上げ料	学校施設に取り付けられているガス警報器について、劣化等により正しい警報を行わなくなる危険があることから、機器を更新するもの。	令和2年度 (予算計上額)	416	183	100
			令和3年度	712	313	171
			令和4年度	712	313	171
			令和5年度	712	313	171
			令和6年度	712	313	171
			令和7年度	297	131	72

【参考】補助執行

(単位:千円)

事業		概要	期間	限度額
				小学校費
5	放課後児童クラブ運営委託料	指導員を安定的に確保するため、令和2年10月から運営業務を委託化する。	令和2年度 (予算計上額)	162,000
			令和3年度	324,000
			令和4年度	324,000
			令和5年度	162,000

社会教育費

(単位:千円)

主な事業		概要	令和2年度 当初予算額 (案)	令和元年度 当初予算額	備考
1	指導者養成研修事業	高校生から成人を対象とした段階的かつ実践的な研修を実施し、地域の担い手(指導者)を発掘するとともに、指導者の資質向上を図る。	757	757	
2	指導者派遣事業	小学校や地域が実施する体験学習に指導者を派遣することにより、子供たちに感動や体験が得られる機会をより多く提供する。	369	369	
3	地域・世代を超えた体験学習事業	地域の資源や環境を生かした体験学習プログラムを通じて、自立心や創造力など豊かな人間性を育むとともに、大人(指導者)との世代を超えた交流を図る。また、ジュニアリーダーズクラブ等への加入促進の取組を充実し、次代の指導者確保に努める。	2,554	2,554	
4	地域体験学習事業	地域単位での体験学習事業を実施することで、より多くの子供たちに体験学習を提供していくとともに、郷土愛や地域における世代間交流の高揚を図る。	50	50	
5	文化財保存修理等助成事業	個人や法人が所有している国・県・市の指定文化財等について、管理謝礼を支給するとともに、保全・修復費の一部を助成する。また、民俗芸能団体の後継者育成事業費の一部を助成する。	3,802	3,081	
6	緊急発掘調査事業	埋蔵文化財包蔵地内で、開発行為等の工事により遺跡が破壊される場合、試掘調査や個人及び併用住宅等の開発に対する本格調査を実施し、遺跡の記録保存を行う。	87,371	77,987	
7	本丸・二の丸整備事業 (御用米曲輪整備費等)	引き続き、御用米曲輪の近世の整備エリアである土塁の修景整備や史跡小田原城跡保存活用計画の策定等を行う。	101,646	48,589	
8	史跡等用地取得事業	史跡の保存・活用を進めるため、史跡小田原城跡である小峯御鐘ノ台大堀切西堀の対象地を史跡用地として新たに購入する。	99,268	174,119	
9	史跡石垣山保全対策事業	引き続き、史跡石垣山の井戸曲輪内の石垣崩落危険箇所の保全対策を行う。	25,607	8,000	
10	キャンパスおだわら事業	誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう、また、市民主体の生涯学習を実現するため、「学習講座の提供」、「学習情報の収集及び発信」、「学習相談」などを一体化した総合的な生涯学習を、市民とともに推進する。	7,525	11,849	
11	おだわら市民学校事業	「持続可能な地域社会」を実現するため、様々な分野で活動する担い手の育成を目指した、地域資源を活用した長期的、体系的な学びの場「おだわら市民学校」を運営する。	10,855	2,615	

社会教育費

(単位:千円)

主な事業		概要	令和2年度 当初予算額 (案)	令和元年度 当初予算額	備考
12	図書購入費	かもめ図書館(令和2年度から中央図書館に名称変更)及び自動車文庫の図書資料(図書、新聞、定期刊行物等)を購入する。	11,543	16,372	
13	小田原駅東口図書館管理運営事業	令和2年10月(予定)に新しく開館する小田原駅東口図書館について、館内整備工事や備品購入等を行うとともに、開館に向けた準備業務及び開館後の管理運営を、指定管理により実施する。	252,822	52,320	一部新規
14	中央図書館改修に伴う委託料	市立図書館の閉館に伴い、機能の一部をかもめ図書館(令和2年度から中央図書館に名称変更)に移管するため、書架設置等を行うとともに、利用者サービスの向上を図るため予約棚コーナーを設置する。	38,967	0	新規
15	板橋の文化資産活用事業	内野邸をはじめとする板橋周辺の歴史的建造物や史跡などの文化資産を活用し、地域の魅力を広く発信して活性化を図る。	2,500	1,500	
16	地域資源調査事業	博物館基本構想に示された「まちをまるごと博物館にする」構想の推進に向け、郷土文化館収蔵資料や市域に点在する有形無形の地域資源を対象に、調査整理・データベース構築に向けた作業を実施する。	360	360	
17	学校体育施設開放事業	市民がスポーツに親しみ健康の増進とスポーツの振興を図るため、体育館等の学校施設の開放を行うほか、PTAが事業主体として実施している学校プール開放において、監視員にかかる費用の一部を助成する。	8,000	7,990	

令和2年度工事概要について（案）

学校安全課

区分	令和2年度当初予算	工事内容	対象校	実施時期(予定)
小学校	令和2年3月補正予算	外壁改修 (国庫補助事業)	下府中小学校、東富水小学校、 矢作小学校	9月以降
		受水槽等改修 (国庫補助事業)	報徳小学校、下曾我小学校	夏休み中
		屋内運動場非構造部材(照明) 改修(国庫補助事業)	報徳小学校、下府中小学校	11月以降
	○	空調設備設置 (国庫補助事業)	芦子小学校、町田小学校、片浦小学校、 曾我小学校、前羽小学校	9月以降
	○	屋上防水改修	新玉小学校、大窪小学校、 富士見小学校(給食調理場)	9月以降
	○	鉄骨階段改修	国府津小学校	9月以降
	○	トイレ洋式化	大窪小学校	夏休み中
	○	屋根塗装	豊川小学校	9月以降
中学校	令和2年3月補正予算	屋内運動場外壁改修 (国庫補助事業)	白鷗中学校	9月以降
		受水槽等改修 (国庫補助事業)	城山中学校	夏休み中
		屋内運動場非構造部材(照明) 改修(国庫補助事業)	白鷗中学校	11月以降

※実施時期は大まかな予定です。工期を示すものではありません。

※国庫補助事業のうち、空調設備設置については、国の採択状況によって工事が行えないことがあります。

※工種によっては、施設の利用に以下のような制限がかかる場合があります。工事施工業者が決まり次第、工事日程等について打ち合わせをさせていただきますが、学校行事や学校開放等について、特段のご配慮をお願いします。

- ・受水槽等改修については、夏休み中の施工を予定しておりますが、工事期間中は校舎内の水道や外の水道が利用できなくなります。(トイレも水が流れなくなります。)
- ・トイレ洋式化については、工事期間中は施工場所のトイレが利用できなくなります。
- ・屋内運動場非構造部材(照明)改修については、工事期間中は体育館が利用できなくなります。

議案第4号

市議会定例会提出議案(小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例)に同意することについて

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和2年1月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

新たに設置する附属機関の委員の報酬額を定めるほか、会計年度任用職員制度が導入されることに伴う嘱託員等の非常勤特別職職員に係る報酬規定の整理を行う等のため改正する。

[内 容]

1 地方自治法の一部改正に伴う規定の整備（第1条関係）

地方自治法の条項に移動が生ずることに伴い、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

2 月又は年の途中で離職する場合の報酬の支給方法（第3条関係）

月又は年の途中で退職その他の離職をした者に対して、月額又は年額で定める報酬を支給する場合には、日割り額により支給するものとする。

3 附属機関の委員の報酬額の設定等（別表第3関係）

(1) 新たに設置する附属機関の委員の報酬額の設定

小田原市文化振興審議会及び小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会の委員の報酬額を次のように定めることとする。

区 分		報 酬 日 額
小田原市文化振興審議会	会 長	10,800円
	副会長	10,300円
	委 員	10,000円以内
小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会	委 員	15,000円

(2) 小田原市文化振興ビジョン推進委員会の廃止に伴う措置

小田原市文化振興ビジョン推進委員会の委員の報酬額に係る規定を削除することとする。

4 交通指導員の廃止に伴う措置（別表第4関係）

交通指導員の報酬額に係る規定を削除することとする。

5 会計年度任用職員制度の導入に伴う報酬規定の整理（別表第4関係）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、嘱託員等の非常勤特別職職員は、専門的

な知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断等を行う者に限定されることとなつたため、この基準に従って、これまでの嘱託員等を今後も非常勤特別職とする職と会計年度任用職員とする職に区分したことに伴う報酬規定の整理を行うこととする。

[適用]

令和 2 年 4 月 1 日

小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文

○小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第5項</u>の規定に基づき、非常勤の特別職職員（議会の議員及び消防団員を除く。以下「特別職職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬の支給方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 月額で定める報酬は、新たに特別職職員になった者にはその日から、<u>退職その他の離職をした者にはその日まで日割りにより、死亡した者にはその日の属する月分まで支給するものとし、その月分をその月に支給する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その月分をその月の翌月に支給することができる。</u></p> <p>(3) 年額で定める報酬は、新たに特別職職員になった者にはその日の属する月から、死亡した者にはその日の属する月まで月割りにより、<u>退職その他の離職をした者にはその日まで日割りにより支給するものとし、4期に分けてその期の分をその期末の月の翌月に支給する。ただし、市長が特に必要</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第203条の2第4項</u>の規定に基づき、非常勤の特別職職員（議会の議員及び消防団員を除く。以下「特別職職員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報酬の支給方法)</p> <p>第3条 報酬の支給方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 月額で定める報酬は、新たに特別職職員になった者にはその日から<u>日割りにより、退職し、失職し、又は死亡した者にはその日の属する月分まで支給するものとし、その月分をその月に支給する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その月分をその月の翌月に支給することができる。</u></p> <p>(3) 年額で定める報酬は、新たに特別職職員になった者にはその日の属する月から、<u>退職し、失職し、又は死亡した者にはその日の属する月まで月割りにより支給するものとし、4期に分けてその期の分をその期末の月の翌月に支給する。ただし、市長が特に必要と認める場合は、支給時期を変更す</u></p>

と認める場合は、支給時期を変更することができる。

ることができる。

別表第3（第2条関係）

区分		報酬日額
(略)		
小田原市文化振興審議会	会長	10,800円
	副会長	10,300円
	委員	10,000円以内
(略)		
小田原市いじめ防止対策調査会	委員	15,000円以内
小田原市放課後児童クラブ運営事業者選定委員会	委員	15,000円
小田原市就学支援委員会	委員	21,000円以内
(略)		

別表第4（第2条関係）

区分		報酬額
産業医	月額	150,000円以内
産業医連携精神科医	日額	50,000円

別表第3（第2条関係）

区分		報酬日額
(略)		
小田原市文化振興ビジョン推進委員会	委員	15,000円以内
(略)		
小田原市いじめ防止対策調査会	委員	15,000円以内
小田原市就学支援委員会	委員	21,000円以内
(略)		

別表第4（第2条関係）

区分		報酬額
広報委員長	年額	243,000円以内
広報委員	年額	123,000円

		以内
生活保護嘱託医	月額	77,200円
生活保護歯科医	月額	39,300円
生活保護精神科相談医	月額	39,300円
保育園嘱託医	年額	174,800円 以内
保育園嘱託歯科医	年額	174,800円 以内
鳥獣被害対策実施隊員	年額	10,000円
学校医	年額	289,200円 以内
学校歯科医	年額	289,200円 以内
学校薬剤師	年額	289,200円 以内
幼稚園医	年額	174,800円 以内
幼稚園歯科医	年額	174,800円 以内
学校運営協議会委員	年額	10,000円
スポーツ推進委員	年額	36,600円

		以内
産業医	月額	150,000円 以内
産業医連携精神科医	日額	50,000円 以内
産業医連携臨床心理士	日額	25,000円 以内
審理員	日額	30,000円
庁内保安指導員	月額	200,000円 以内
交通指導員	年額	62,300円
芸術文化活動専門員	月額	300,000円 以内
民生嘱託員	年額	90,000円
民生総務嘱託員	年額	111,100円
生活保護嘱託医	月額	77,200円
生活保護歯科医	月額	39,300円
生活保護精神科相談医	月額	39,300円
生活保護就労支援員	月額	83,300円
生活保護退院促進員	月額	83,300円
生活保護面接相談員	月額	83,300円
生活保護自立支援員	月額	83,300円

生活保護就労準備支援員	月額	83,300円
生活保護介護事務支援員	月額	83,300円
生活困窮者相談支援員	月額	124,950円 以内
生活困窮者就労支援員	月額	124,950円 以内
生活困窮者家計改善支援員	月額	124,950円 以内
認知症地域支援推進員	日額	10,000円 以内
保育園嘱託医	年額	174,800円 以内
保育園嘱託歯科医	年額	174,800円 以内
保育所等利用者支援員	月額	206,000円 以内
母子・父子自立支援員	月額	217,550円 以内
母子保健相談支援専門員	月額	206,000円
こんにちは赤ちゃん訪問員	訪問 相談 業務 1件 につき	4,000円

	報告 会等 出席 1回 につき	3,000円
心身障害児機能訓練医	月額	51,800円 以内
心身障害児言語聴覚士	日額	25,100円 以内
心身障害児理学療法士	日額	25,100円 以内
心身障害児作業療法士	日額	25,100円 以内
心身障害児臨床心理士	日額	20,000円
障害福祉事務嘱託員	月額	120,000円
片浦診療所嘱託看護師	日額	15,000円 以内
農業嘱託員	年額	100,000円 以内
鳥獣被害対策実施隊員	年額	10,000円
建築等紛争相談員	日額	20,000円
指導主事	月額	27,300円 以内
教科指導員	年額	31,000円

教育研究所主任	月額	12,200円
教育研究所研究員	月額	4,800円
学校医	年額	289,200円 以内
学校歯科医	年額	289,200円 以内
学校薬剤師	年額	289,200円 以内
幼稚園医	年額	174,800円 以内
幼稚園歯科医	年額	174,800円 以内
学校運営協議会委員	年額	10,000円
部活動指導員	日額	8,000円以 内
社会教育指導員	月額	155,200円
青少年育成推進員	年額	48,000円
青少年専任補導員	月額	162,400円
史跡管理嘱託員	月額	201,800円 以内
スポーツ推進委員	年額	36,600円
その他の嘱託員等	予算の範囲内において規則で定める額	

議案第5号

市議会定例会提出議案（令和2年3月補正予算案）に同意することについて
令和2年3月補正予算案について市長から意見を求められたので、本教育委員会
は、原案に同意する。

令和2年1月28日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

令和2年3月補正予算要求概要

(歳入)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 (節) 小学校費補助金	44,916	大規模改造事業費補助金
(項) 国庫補助金 (目) 教育費補助金 (節) 社会教育費補助金	35,063	社会資本整備総合交付金
(項) 市債 (目) 教育債 (節) 小学校債	116,600	義務教育施設整備事業債
(項) 市債 (目) 教育債 (節) 社会教育債	35,000	小田原駅東口図書館整備事業費
合計	231,579	

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項) 小学校費 (目) 学校管理費 小学校教育環境整備経費	84	学校施設維持・管理事業 学校施設改修事業費 (設計審査手数料)	0	0	0	84
	185,515	学校施設維持・管理事業 学校施設改修事業費 (工事請負費)	44,916	116,600	0	23,999
(項) 社会教育費 (目) 図書館費 図書館運営経費	2,629	かもめ図書館管理運営事業 上水ポンプ改修工事	0	0	0	2,629
	70,125	駅前図書館施設整備事業 小田原駅東口図書館整備 事業費 〔令和元年～2年度継続事業 継続費設定額 222,067〕	35,063	35,000	0	62
合計	258,353		79,979	151,600	0	26,774

(繰越明許補正)

(単位：千円)

事業名	繰越額	財 源 内 訳			
		国県支出金	地方債	その他	一般財源
学校施設改修事業（小学校費） ・受水槽等改修工事 （報徳、下曾我小学校） ※設計審査手数料含む ・非構造部材(照明)改修工事 （報徳、下府中小学校） ・外壁等改修工事 （下府中小、矢作小、東富水小学校）	302,904	69,195	208,700	0	25,009
学校施設改修事業（中学校費） ・受水槽等改修工事 （城山中学校） ※設計審査手数料含む ・非構造部材(照明)改修工事 （白鷗中学校） ・外壁等改修工事 （白鷗中学校）	83,762	20,654	57,100	0	6,008
本丸・二の丸整備事業	32,169	16,084	9,000	0	7,085
かもめ図書館管理運営事業	2,629	0	0	0	2,629

議案第 6 号

損害賠償額決定に関する意見の申出について

小田原市立中学校における倒木による物損事故に係る損害賠償額決定に関し市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

令和 2 年 1 月 28 日提出

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

【内容】

損害賠償額	相手方		事 故 の 概 要
	住 所	氏 名	
442,200 円	神奈川県小田原市 酒匂三丁目 3 番 6 号	有限会社 鈴木商会 代表取締役 鈴木玉江	令和元年 10 月 12 日午後 6 時 50 分頃、酒匂中学校敷 地内にある樹木の根が腐 食しており、十分な根張 りがなかったため、台風第 19 号の風雨により隣接する 自動車修理工場の屋根に 倒れ、樋と屋根の一部を破 損したものを。